

鳥取県告示第 46 号

家畜伝染病のまん延の防止に関する規則（平成15年鳥取県規則第77号）第3条第1項の規定に基づき移入の禁止に係る県外の区域及び家畜等を次のとおり指定するので、同規則第6条第1項の規定により告示する。

平成 19 年 1 月 17 日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 指定する県外の区域

宮崎県宮崎市神宮町、船塚町、丸山一丁目及び二丁目、権現町、北権現町、新別府町の一部（麓、南田、山宮、雀田、沖向及び下和田）、吉村町、和知川原一丁目から三丁目まで、祇園一丁目から三丁目まで、霧島一丁目から四丁目まで、清水一丁目から三丁目まで、中津瀬町、花殿町、丸島町、下原町、柳丸町、青葉町、大和町、江平一丁目から三丁目まで、高千穂通一丁目から三丁目まで、橘通東一丁目から五丁目まで、橘通西一丁目から五丁目まで、広島一丁目及び二丁目、老松一丁目及び二丁目、原町、永楽町、前原町、吾妻町、出来島町、中西町、堀川町、昭和町、大王町、潮見町、高洲町、小戸町、曾師町、田代町、新栄町、昭栄町、浄土江町、川原町、宮田町、別府町、松山一丁目及び二丁目、旭一丁目及び二丁目、大工一丁目から三丁目まで、鶴島一丁目から三丁目まで、末広一丁目から三丁目まで、千草町、元宮町、日ノ出町、瀬頭一丁目及び二丁目、高松町、西高松町、北高松町、南高松町、錦町、浮城町、稗原町、一の宮町、宮脇町、古城町、源藤町、北川内町、大坪町、淀川一丁目から三丁目まで、谷川一丁目から三丁目まで、天満一丁目から三丁目まで、京塚、中村西一丁目から三丁目まで、中村東一丁目から三丁目まで、太田一丁目から四丁目まで、大塚町、福島町、福島一丁目から三丁目まで、恒久、田吉、赤江、本郷北方、本郷南方、郡司分、熊野、加江田、鏡洲、折生迫の一部（海添、上箸方、下箸方、松添、名切、久保田、右葛ヶ迫、左葛ヶ迫、倉元、五庵園、塩谷ヶ平、愛宕下、市中、正連坊、大久保、右管ヶ迫、左管ヶ迫、右小管ヶ迫、左小管ヶ迫、小河内、納屋田、井ノ尻、入料、樋ノ下、小堤柴車、上部当ヶ谷、下部当ヶ谷、馬屋ヶ尻、柿ノ丸、寺田、大谷、馬相、水ヶ河、中畑、坊ノ尾、石ヶ久保、床波、山ノ口、須田木、右檜木山、左檜木山、徳次郎、財田、大丸、平田及び上白浜）、内海の一部（上郷良、尾引、中河原、墨坪、天神平、納屋ヶ平、立切及び大久保）、浮田、生目、富吉の一部（黒田及び真田）、細江、跡江の一部（尾敷田、出水口及び半中）、小松の一部（池田、南田、尾園、六反田、間米、口ノ坪、七田及び風穴）、長嶺、西池町、中央通、上野町、松橋一丁目及び二丁目、平和が丘東町、平和が丘西町、平和が丘北町、江平中町、江平東町、大淀一丁目から四丁目まで、東大淀一丁目及び二丁目、錦本町、大塚台西一丁目から三丁目まで、大塚台東一丁目及び二丁目、新城町、恒久一丁目から四丁目まで、恒久南一丁目から四丁目まで、宮の元町、月見ヶ丘一丁目から七丁目まで、桜ヶ丘町、青島一丁目から六丁目まで、希望ヶ丘一丁目から四丁目まで、本郷一丁目から三丁目まで、江南一丁目から四丁目まで、小松台北町、大坪東一丁目から三丁目まで、大坪西一丁目及び二丁目、生目台東一丁目から五丁目まで、生目台西一丁目から五丁目まで、小松台東一丁目から三丁目まで、小松台西一丁目から三丁目まで、高岡町上倉永の一部（才本坊、堀町、岩下、石迫、二百田、西迫、二ツ枝、金益、駁目、池の下、管ヶ迫、椎木ヶ平、長丸、法月ヶ迫、内之八重、柞木橋、山下、宇都、下り田、田代、橋口、月腐、的野、八ツ割、徳広、小薄及び糍ヶ谷）、田野町上ノ原（甲）、鹿村野、上ノ鶴、前ノ原、竹ヶ迫、古木場、渡ヶ谷、永野、地藏原、中野、蛇ヶ谷、下尾谷、弓場ノ後、鷹ノ巣、突屋ヶ野、堀ノ下、灰ヶ野、松井坊、豆野、斧砥、坂ノ下、中西原、上西原、小牧、尾平、師匠免、大畑、法光坊、鷺瀬原、法光坊南、迫間、野添、坂ノ上、白坂上、売子木、二ツ毛、東入佐、松ノ木原、馬渡、元木、下ノ原、合子ヶ谷、船ヶ山前平、平田、船ヶ山、瓜生野、中畑、二ツ山、東大久保、西ノ原、石久保下、大久保、石久保、永ノ原、桂谷、ユズリハ、尾八重、倉谷、尾脇山、又五郎、芳ヶ迫、前平、尾脇、谷口、白石、札ノ元、屋敷下（甲）、野頭、野首、栗下、梅谷、地主、古城下、大丸、下谷口、空池、大手原、井倉、鬼丸、新村、村内、青木、仏堂園、芝原、崩ノ下、前田、檜原、後原、西ノ原、中原、宮ノ原、白砂坂上、大明神原、六反原、中渡瀬、学ノ木原、南原、大將軍後、上屋敷、堀下、下屋敷、中ノ田、三百部、竹雪、荒神鶴、中河原、桑鶴、屋敷下（乙）、釘原、橋ノ元、山渡瀬、仮屋原、仮屋中渡瀬、三角寺、長善坊、萩ヶ瀬、善入、田ノ瀬、鷹ノ巣、大松ヶ尾並びに後山、同県宮崎郡清武町の全部並びに同県南那珂郡北郷町大字北河内の一部（中萩、和当地、神子屋敷、道ノ谷及び境谷）

- 2 指定する家畜等
鶏、あひる、うずら及び七面鳥並びにその死体並びに家畜伝染病の病原体を広げるおそれがある物品
- 3 指定に係る期間
平成19年1月17日から当分の間
- 4 指定する目的
高病原性鳥インフルエンザのまん延を防止するため